

北海道産業振興条例に基づく企業立地の促進を図るための助成の措置

北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例(通称 北海道産業振興条例)に基づく助成内容は次のとおりです。(平成 20 年 4 月 1 日施行)

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

類型	分野	対象業種(事業) 注 1		対象地域	補助要件 ・投資額 ・雇用増 注 8	新設 増設	助成内容 注 9、注 10		
							補助額(重点地域特例に該当する場合又は環境配慮型工場等に該当する場合、それぞれ1%を加算) 注 11、注 12	限度額	通算限度額 注 14
類型Ⅰ	成長産業分野	自動車関連製造業 宇宙・航空機関連製造業 注 2 高機能素材・複合材料関連製造業 注 2 半導体関連産業		全道 (札幌市を除く。植物工場は、工業団地と工業適地を対象とする。)	投資：5 億円以上 雇用：20 人以上	新設	投資額×10%	15 億円 注 13	20 億円
						増設	投資額×5%	5 億円	
		電気・電子機器製造業 医薬品製造業 食関連産業 植物工場 新エネルギー・脱炭素燃料関連製造業			投資：5 億円以上 雇用：20 人以上	新設	投資額×10%	10 億円 注 13	13 億円
						増設	投資額の 5%	3 億円	
		新エネルギー供給業 (市町村支援の対象であること)			投資：10 億円以上 雇用：1 人以上	新設	投資額の 5%	1 億円	1 億 5,000 万円
						増設	投資額の 2.5%	5,000 万円	
		データセンター事業 (再生可能エネルギー活用型注 3)			投資：20 億円以上 雇用：5 人以上	新設	投資額の 10%	15 億円	20 億円
						増設	投資額の 5%	5 億円	
	基盤技術産業		2,500 万円以上 5 人以上	新設	投資額の 10%	3 億円	13 億円		
				増設	投資額の 5%				
		本社機能移転事業	設備投資	全道 (札幌市を除く。)	1 億円以上 20 人以上	新設	投資額の 10%	1 億円	—
賃借			全道	(投資額要件なし) 20 人以上 (札幌市は 30 人以上)	新設	1 年間の賃料の 1/2×3 年間 (札幌市は 1 年間)	1,000 万円 / 年	—	
発展基盤施設分野	自然科学研究所 ※成長産業分野に関連する事業に限る。		全道	10 億円以上 研究員 5 人以上	新設	投資額の 10%	10 億円	13 億円	
				5 億円以上 研究員 5 人以上	増設	投資額の 5%	3 億円		
	高度物流関連事業 注 4 ※成長産業分野に関連する事業に限る。		全道 (札幌市を除く。)	20 億円以上 20 人以上	新設	投資額の 10%	5 億円	6 億 5,000 万円	
					増設	投資額の 5%	1 億 5,000 万円		
類型Ⅱ		・製造業 ・自然科学研究所 ・高度物流関連事業 注 4 ・データセンター事業		特別対策地域 注 5	2,500 万円以上 3 人以上	新設・増設	投資額の 4%	1 億円	3 億円
				うち、特別対策地域と、地域未来投資促進法適用地域が重複する地域 注 6・注 7	2,500 万円以上 3 人以上	新設	投資額の 8%		
		地域未来投資促進法適用地域 注 6・注 7		2,500 万円以上 3 人以上	新設	投資額の 4%			
				工業団地(札幌市を除く。) (製造業又は植物工場に限る。)(植物工場は、工業団地と工場適地を対象とする。 (札幌市を除く。))	5,000 万円以上 3 人以上	新設	投資額の 8%		
		・コールセンター事業 ・植物工場 ※市町村が行う立地助成措置の対象であること			増設	投資額の 4%			

注 1 認定事業者は、一つの立地計画ごとに、類型Ⅰ又は類型Ⅱの対象業種(事業)のうちいずれかの業種の補助金の交付を受けることができます。

2 地域未来投資促進法第 13 条第 4 項の承認を受けた事業で、知事が特に必要と認める事業に限る。
(有識者会議による意見聴取を踏まえ、高い経済波及効果等が認められたもの。)

3 再生可能エネルギー活用型データセンターとは「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成 23 年法律第 108 号)第 2 条第 3 項に規定する再生可能エネルギー源を利用して得られる電力が、データセンターで消費する電力全体のうち 60%以上を占めると知事が認めるもの」をいいます。

4 高度物流関連事業については、施設設置者等と物流事業者が異なる場合であっても補助対象となる場合があります。詳しくは P5 の Q12 をご覧ください。

5 特別対策地域とは、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律などの適用地域です。詳しくは P.11 をご確認ください。

6 札幌市の区域にあっては、特認事業者が新設する場合に限ります。

7 特認事業者とは、地域未来投資促進法第 13 条第 4 項の規定による知事の承認を受けた事業者で、経済的効果が特に高いと知事が認める新設をするものです。

8 雇用増の人数には、工場等の新設又は増設に伴い増加する雇用者の人数に、知事が認める出向者 1 人を加えることができます。詳しくは P4 の Q2 をご覧ください。

9 類型Ⅱにおいては、雇用増の「3 人以上」には、補助対象施設と一体的に事業を行う施設の雇用増(2 名まで)を含むことができます。詳しくは P4 の Q4 をご覧ください。

10 他、債務超過の状況にある等の理由により、継続的な事業の実施が困難であると認められるときは助成しない場合があります。

11 補助金は、10 年以内で分割して交付することがあります。

12 「重点地域特例」とは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する過疎地域及び過疎地域とみなされる区域であって、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に規定する促進区域であり、知事が別に定める区域における工場等の新設又は増設をいいます。(本社機能移転事業(賃借)を除く。)

13 「環境配慮型工場等」とは、省エネルギーを目的とした先進的な設備の導入又は新エネルギーの活用により、工場全体のエネルギー消費量を 10%以上低減することが見込まれるものとして知事が認めた工場等をいいます。(データセンター事業及び本社機能移転事業(賃借)を除く。)

14 下表の上段に掲げる業種(事業)には、雇用増に応じた上限スライド制を適用します。雇用増に応じた上限スライド制とは、雇用増の人数に応じて限度額を設定するものです。

自動車関連製造業、宇宙・航空機関連製造業、高機能素材・複合材料関連製造業		電気・電子機器製造業、医薬品製造業	
雇用増	限度額	雇用増	限度額
20 人以上 50 人未満	5 億円	20 人以上 50 人未満	5 億円
50 人以上 100 人未満	10 億円	50 人以上	10 億円
100 人以上	15 億円		

14 通算限度額には「環境配慮型工場等」に該当する場合、又は「重点地域特例」に該当する場合の加算額は含まれません。